

運 営 規 程

社会福祉法人札幌慈啓会

札幌市稲寿園デイサービスセンター

札幌市稲寿園デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 「社会福祉法人札幌慈啓会」が開設するデイサービスセンター(以下「センター」という。)が行う指定通所介護事業及び札幌市通所型サービス(以下「通所介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 生活相談員等は、要支援者及び要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復、向上を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに、介護予防を図り利用者や家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 札幌市稲寿園デイサービスセンター
- (2) 所在地 札幌市手稲区曙5条2丁目2番21号
(札幌市稲寿園指定介護老人福祉施設内)

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに従事する主な職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、センターの従業者の管理及び通所介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 提供日ごと1名以上(常勤)
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 5名以上(1名以上常勤)
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。

(4) 看護職員 単位ごと1名以上(常勤)

看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 単位ごと1名以上(常勤)

機能訓練指導員は要介護状態及び要支援状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。

(6) 栄養士1名以上

利用者の給食の献立、調理また、栄養管理、栄養相談にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(休日は、日曜日及び12月30日～1月3日とする。)

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前9時50分から午後3時51分

(利用者の定員)

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は指定通所介護及び札幌市通所型サービスあわせて32名以内とする。

(通所介護等の内容)

第7条 通所介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

ア 排泄の介助

イ 移動・移乗の介助

ウ 食事の介助

エ 衣類の着脱の介助

オ その他必要な身体の介助

(2) 入浴

ア 入浴の形態

① 一般浴槽による入浴

② シャワー浴設備による入浴

③ 清拭

④ 手浴・足浴

(3) 機能訓練・運動器の機能向上・レクリエーション

(4) 送迎

(5) 食事

(6) 相談・助言

(通所介護計画及び札幌市通所型サービス計画の作成等)

第8条

- 1 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護等の計画を作成する。
- 2 通所介護等の計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護等の計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(利用料等)

第9条

- 1 本センターが提供する通所介護等の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護等に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食事の提供に要する費用（食費）
 - (2) おむつ代
 - (3) コピー代
 - (4) その他、通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は札幌市内手稲区の以下の地域とする。

曙全域、前田1条4～12丁目・2条4～13丁目・3条4～10丁目・4～5条・6条8～16丁目・7条8～18丁目・8条8～19丁目・9条9～19丁目、星置、手稲星置、明日風、新発寒（尚、上記地域以外の方でも応談可）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知し契約を解約することが出来る。ただし、やむ得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内でも契約を解約することが出来る。
- 2 事業者はやむ得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより契約を解約出来る。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約出来る。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約出来る。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、支払いの催告をしたが7日以内に支払われない場合
 - (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合、または利用者の入院・病気などにより3ヶ月以上サービスを利用出来ない状態にある場合
 - (3) 利用者またその家族が事業者や他の利用者に対して、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、契約を自動的に終了する。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

(緊急時及び苦情等における対応方法)

第12条 生活相談員等は、通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他事故、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な措置を行い、事故についてはその状況及び処置を記録し、関係機関等へ報告する。また、利用者・家族からの苦情を受けた場合、その内容を記録し適正に処置する。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、次のとおり速やかに対応するとともに、再発の防止に努める。

- (1) 事故が発生した場合は、家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。
- (2) 発生した事故の状況及び事故に対して採った処理等について記録する。

- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- (4) 発生した事故の原因を解明し、再発の防止のための対策を講じる。

(身体拘束等)

第14条

- 1 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行う身体拘束や、その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。又、同時に家族にも説明を行い、同意を得ることとする。
- 2 当施設は、身体拘束及び制限は可能な限り廃止できるよう「身体拘束廃止対策委員会」で随時検討を行い努力するものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第15条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(業務継続計画の策定)

第16条

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設介護サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第17条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期に開催する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的

実施する。

(秘密保持)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を書面により誓約させるものとする。

(非常災害対策)

第19条 通所介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合、生活相談員等は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業者は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設定するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人札幌慈啓会と札幌市稲寿園デイサービスセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(衛生管理等)

第21条

- 1 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生の管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、備品及び使用器具の消毒等、管理を適正に行う。更に、事業所において感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第22条

1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成25年 4月 1日から施行する
- この規定は、平成25年 5月 1日から施行する
- この規定は、平成26年 1月 1日から施行する
- この規定は、平成27年 4月 1日から施行する
- この規定は、平成28年 4月 1日から施行する
- この規定は、平成29年 4月 1日から施行する
- この規定は、平成30年 4月 1日から施行する
- この規定は、平成31年 4月 1日から施行する
- この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する
- この規定は、令和 2年 7月 1日から施行する
- この規定は、令和 2年 7月 1日から施行する
- この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する
- この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する
- この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する